

平成27年 6 月18日提出

和解の成立について

熊本市北区清水本町の用水路における転落事故に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

平成22年4月6日午後9時25分頃、歩行中に熊本市北区清水本町における本市管理の用水路に転落し、負傷した者

2 事件名

平成26年（ワ）第179号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

相手方は、市に対し、金2765万6003円及びこれに対する平成22年4月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件和解金として、既払金（511万円）を除く金300万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の金員を、本和解成立後1か月を経過した日限り、相手方指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

(提出理由)

熊本市北区清水本町の用水路における転落事故に係る損害賠償請求事件について、

熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。